

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 11 第二条第二十項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「別記様式第十八号」を「別記様式第二十四号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の七第五項」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第二十三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の七第四項」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第二十二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十二条の七の七第二項」を「第十二条の七の七第二項」に、「別記様式第十五号」を「別記様式第二十一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「別記様式第十四号」を「別記様式第二十号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十九号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十八号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「別記様式第十一号」を「別記様式第十七号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「別記様式第十号」を「別記様式第十六号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第十条の十の二」を「第十条の十の三」に、「別記様式第九号」を「別記様式第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の四項を加える。
 - 12 省令第五条の五の五第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。
 - 13 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定をしたときは、別記様式第十三号による認定証を交付しなければならない。
 - 14 省令第五条の五の十第一項の届出書は、別記様式第十四号によるものとする。
 - 15 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、別記様式第十五号によるものとする。
- 第二条第八項中「第五条の五の二第二項」の下に「（省令第五条の五の四において準用する場合を含む。）」を加え、「別記様式第八号」を「別記様式第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別記様式第七号」を「別記様式第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別記様式第六号」を「別記様式第八号」に改め、同項を

同条第八項とし、同条第五項中「別記様式第五号」を「別記様式第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 省令第四条の四の二の申請書は、別記様式第四号によるものとする。

5 知事は、法第八条の二の二第一項の規定による検査を行ったときは、別記様式第五号による検査の結果を通知する書面を交付しなければならない。

第二条に次の三項を加える。

27 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

28 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。

29 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納)

第三条の二 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。

二 熱回収を行わなくなったとき。

三 当該施設を廃止したとき。

四 認定を取り消されたとき。

第四条の二中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に、「第十二条の二十項」を「第十二条の二十二項」に、「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「第十二条の二第八項」を「第十二条の二十項」に改める。

第五条第一項中「許可証の記載事項に変更が生じた」を「省令第十条の十の二の規定により書換えを受ける」に改め、同条第二項中「別記様式第十九号」を「別記様式第二十六号」に改める。

第六条第一項中「許可証の記載事項に変更が生じた」を「省令第十条の二十三の二の規定により書換えを受ける」に改め、同条第二項中「別記様式第十九号」を「別記様式第二十六号」に改める。

第七条中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第十条第一項中「別記様式第二十号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条第三項中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十八号」に改める。

第十一条中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十九号」に改める。

第十二条第一項中「別記様式第二十三号」を「別記様式第三十号」に改める。

第十三条中「別記様式第二十四号」を「別記様式第三十一号」に改める。

第十四条第二項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第三十二号」に改める。

第十六条第二項中「別記様式第十八号」を「別記様式第二十四号」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

（産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付）

第十七条の二 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

（産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納）

第十七条の三 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。

二 熱回収を行わなくなったとき。

三 当該施設を廃止したとき。

四 認定を取り消されたとき。

第十八条中「別記様式第二十六号」を「別記様式第三十三号」に改める。

第十九条中「別記様式第二十七号」を「別記様式第三十四号」に改める。

第二十条中「別記様式第二十八号」を「別記様式第三十五号」に改める。

第二十一条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第三十六号」に改める。

第二十二条第一項中「別記様式第三十号」を「別記様式第三十七号」に改める。

第二十三条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十八号」に改める。

第二十四条第三項中「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十九号」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十六条関係）

提出書類	提出部数	提出先
一般廃棄物処理施設設置許可申請書（別記様式第一号） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記様式第七号）	一部（政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設に	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所のある区域であるときは、当該支所）
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記様式第二号） 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（別記様式第四号）	一部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該支所）
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（別記様式第六号） 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書（別記様式第十二号）	一部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該支所）
一般廃棄物熱回収報告書（別記様式第十五号）	一部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該支所）
一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（別記様式第十八号）	一部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該支所）
合併・分割認可申請書（別記様式第十九号）	一部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該支所）
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（別記様式第八号） 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（別記様式第九号）	二部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所のある区域であるときは、当該支所）
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	二部	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所のある区域であるときは、当該支所）

<p>産業廃棄物処理施設 使用前検査申請書</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請書（省令第十一条） 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（省令第十二条の九）</p>	<p>熱回収施設設置者認定証書換え・再交付申請書（別記様式第二十五号） 廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書（別記様式第二十四号）</p>	<p>（別記様式第十号） 欠格要件に係る届出書（別記様式第十一号） 一般廃棄物熱回収施設休止等届出書（別記様式第十四号） 一般廃棄物処理施設設置届出書（別記様式第十六号） 一般廃棄物処理施設変更届出書（別記様式第十七号） 一般廃棄物処理施設相続届出書（別記様式第二十号） 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書（別記様式第二十一号） 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書（別記様式第二十二号）</p>
<p>一部</p>	<p>第一部（政令第七条の二）に規定する産業廃棄物処理施設は、ついで第十五条第四項の縦覧に必要ない都市部の数に及び七の数を加えた部数）</p>	<p>一部</p>	

<p>交付等状況報告書（ 省令第八条の二十七） 措置内容等報告書 （省令第八条の二十 九）</p>	<p>産業廃棄物収集運 搬業許可申請書（省 令第九条の二） 産業廃棄物処分業 許可申請書（省令第 十条の四） 産業廃棄物処理業 の事業範囲変更許可 申請書（省令第十条 の九） 特別管理産業廃棄 物収集運搬業許可申 請書（省令第十条の 十二） 特別管理産業廃棄 物処分業許可申請書 （省令第十条の十六） 特別管理産業廃棄 物処理業の事業範囲 変更許可申請書（省 令第十条の二十二）</p>	<p>一部</p>	
<p>産業廃棄物事業場 外保管届出書（省令 第八条の二の四及び 省令第八条の二の七） 産業廃棄物事業場 外保管変更届出書（ 省令第八条の二の五） 産業廃棄物事業場 外保管廃止届出書（ 省令第八条の二の六） 特別管理産業廃棄 物事業場外保管届出 書（省令第八条の十 三の五及び省令第八 条の十三の六） 特別管理産業廃棄 物事業場外保管変更 届出書（省令第八 条の十三の六） 特別管理産業廃棄 物事業場外保管廃止 届出書（省令第八 条の十三の六）</p>	<p>二部</p>	<p>一 収集若しくは運搬又は 再生輸送のみを業とする 場合には、当該事業場の 住所又は事務所の所在地 を所管する厚生環境事務 所（当該所在地が厚生環 境事務所の支所の担当区 域内であるときは当該支 所、広島市、呉市及び県 外にのみ住所又は事務所 を有するときは環境県民 局循環型社会課又は産業 廃棄物対策課） 二 中間処理若しくは最終 処分又は再生活用を業と する場合には、当該事業 場の用に供する施設の所在 地（海洋投入処分にあつ ては、積込地）を所管す る厚生環境事務所（当該 所在地が厚生環境事務所 の支所の担当区域内であ るときは当該支所、当該 施設が移動可能な施設又 は当該施設の所在地が二 以上の厚生環境事務所又 はその支所の所管にまた がるときは主たる営業区 域又は主たる施設の所在 地を所管する厚生環境事 務所（当該営業区域又は 所在地が厚生環境事務所 の支所の担当区域内であ るときは、当該支所）</p>	

<p>産業廃棄物処理業 廃止・変更届出書（ 省令第十条の十） 特別管理産業廃棄 物処理業廃止・変更 届出書（省令第十 条の二十三）</p>	<p>産業廃棄物処理業 ・特別管理産業廃棄 物処理業許可証書換 え・再交付申請書（ 別記様式第二十六号） 再生利用業個別指 定申請書（別記様式 第二十七号） 再生利用業個別指 定事業範囲の変更申 請書（別記様式第二 十八号） 再生利用業個別指 定証書換え・再交付 申請書（別記様式第 三十二号）</p>	<p>再生利用業個別指 定変更届出書（別記 様式第三十号） 再生利用業個別指 定廃止届出書（別記 様式第三十一号）</p>	<p>産業廃棄物再生事業者 登録申請書（別記様 式第三十五号） 廃棄物再生事業者 登録事項変更届出書 （別記様式第三十七 号） 廃棄物再生事業場 廃止・休止・再開届 出書（別記様式第三 十八号） 廃棄物再生事業者 登録証明書換え・ 再交付申請書（別記 様式第三十九号）</p>	<p>多量排出事業者の 産業廃棄物処理計画 書（省令第八条の四 の五）</p>
<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>二部</p>	<p>一 知事に 提出する 場合は、 一 部 二 厚生環 境事務所 の長に提 出する場 合は、二 部</p>	<p>一部</p>
<p>当該事業場の所在地を所 管する厚生環境事務所（当 該所在地が厚生環境事務所 の支所の担当区域である ときは当該支所、広島市及 び呉市にのみ事業場を有す るときは環境県民局循環型 社会課）</p> <p>当該多量排出事業場の所 在地を所管する厚生環境事 務所（当該所在地が厚生環 境事務所（支所）の担当区域 内であるときは、当該支所）</p>				

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令第八条の四の六）		
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書（省令第八条の十七の二）		
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令第八条の十七の三）		

別記様式第三十二号を別記様式第三十九号とし、別記様式第二十八号から別記様式第三十一号までを七様式ずつ繰り下げる。

別記様式第二十七号中

「 一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書
産業廃棄物 」 を

「 最終処分場台帳閲覧請求書 」 に改め、同様式を別記様式第二十四

号とする。

別記様式第二十六号中

「 一般廃棄物 最終処分場台帳
産業廃棄物 」 を

「 最終処分場台帳 」 に改め、同様式を別記様式第三十三号とし、

別記様式第二十五号を別記様式第三十二号とし、別記様式第二十四号を別記様式第三十一号とする。

別記様式第二十三号中「表題について」を「表題について」に改め、同様式を別記様式第三十号とし、別記様式第二十二号を別記様式第二十九号とする。

別記様式第二十一号注1中「様式第4号」を「様式第27号」に改め、同様式を別記様式第二十八号とし、別記様式第二十号を別記様式第二十七号とする。

別記様式第十九号中「（第5条、第6条関係）」を「（第5条、第6条関係）」に、

「 産業廃棄物処理業許可証 の 書換え 交付申請書 」を
「 特別管理産業廃棄物処理業許可証 」を 再 「 」

書換え
熱回収施設設置者認定証
再
交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第2条第27項 一般廃棄物
第17条の2第1項 の規定により, 産業廃棄物

書換え
熱回収施設設置者認定証の 再
交付について, 次のとおり申請します。

認 定 年 月 日	平成 年 月 日
認 定 番 号	
設 置 場 所	
申 請 の 理 由	
備 考	

注 1 不用の文字は, 消すこと。

2 認定証の記載事項に変更があった場合には, 備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とすること。

別記様式第十七号中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同様式を別記様式第二十二号とする。

別記様式第十六号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式を別記様式第二十二号とする。

別記様式第十五号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式を別記様式第二十一号とし、別記様式第十四号を別記様式第二十号とし、別記様式第十三号を別記様式第十九号とし、別記様式第十二号を別記様式第十八号とする。

別記様式第十一号(表)中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、同様式(裏)備考4(5)中「排水基準を定める政令」を「排水基準を定める省令」に改め、同様式を別記様式第十七号とし、別記様式第十号を別記様式第十六号とする。

別記様式第九号中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同様式を別記様式第十一号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書 広島県知事 様 申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 平成 年 月 日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置場所	
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 番 号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4 とすること。

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示寸図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第13号 (第2条関係)

一般廃棄物熱回収施設設置者認定証 平成 年 月 日	
住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
厚生環境事務所長 印	
認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し、若しくは廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書 平成 年 月 日		
広島県知事 様 届出者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休止し、又は廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条の 5 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置場所		
認定の年月日及び認定番号		
年 月 日 第 号		
熱回収を行わなくなったとき	理由 年月日	年月日
	理由 年月日	年月日
廃止し、休止し、又は再開したとき	理由 年月日	(廃止・休止・再開の別) 年 月 日
	理由 年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容 理由	
	理由 年月日	年 月 日
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

一般廃棄物熱回収報告書	
平成 年 月 日	
広島県知事 様	
報告者	
住所	
氏名	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。</p>	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月 1日から 年3月31日までの年間 の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号への算式により算定した熱回収率を記載すること。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

別記様式第八号 (表) 中

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた」
「
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。」

「
廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{第9条第5項(法第9条の3第11項において準用第9条の2の3第2項}

する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいのである。関係書類及び図面を添えて申請します。」

に改め、同様式(裏)備考2中「昭和50年」を「昭和52年」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第七号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第六号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第五号(第三面)備考4(5)中「排水基準を定める総理府令」を「排水基準を定める法令」に改め、同様式を別記様式第七号とし、別記様式第四号を別記様式第六号とし、別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第4号 (第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書		平成 年 月 日
広島県知事 様		
申請者		
住所		
氏名		
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
※事務処理欄		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第5号 (第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書		平成 年 月 日
住所		
氏名		
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。 厚生環境事務所長 印		
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
定期検査の結果		
次回の検査期限	年 月 日	
※事務処理欄		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六十八条中「次に掲げるところに従い作成し、別記様式第二十一号を添えて」を「次に掲げる事項を記載し、別記様式第二十一号により」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第七十条中「内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「提出を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号を次のように改める。

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

広島県知事
(市長) 様

提出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

広島県生活環境の保全等に関する条例第 85 条第 1 項の規定により、平成 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とすること。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

--	--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	
①現状	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
		【前年度 (年度) 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
		【前年度 (年度) 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
【前年度 (年度) 実績】					
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t			
【目標】					
②計画	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
【前年度 (年度) 実績】		【前年度 (年度) 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t		
	再生利用業者への処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				t	t
(これまでに実施した取組)					

【目標】	
産業廃棄物の種類	
全処理委託量	t
優良認定処理業者への処理委託量	t
再生利用業者への処理委託量	t
認定熱回収業者への処理委託量	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	

※事務処理欄

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際に際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

広島県知事
(市長) 様

提出者
住 所
氏 名

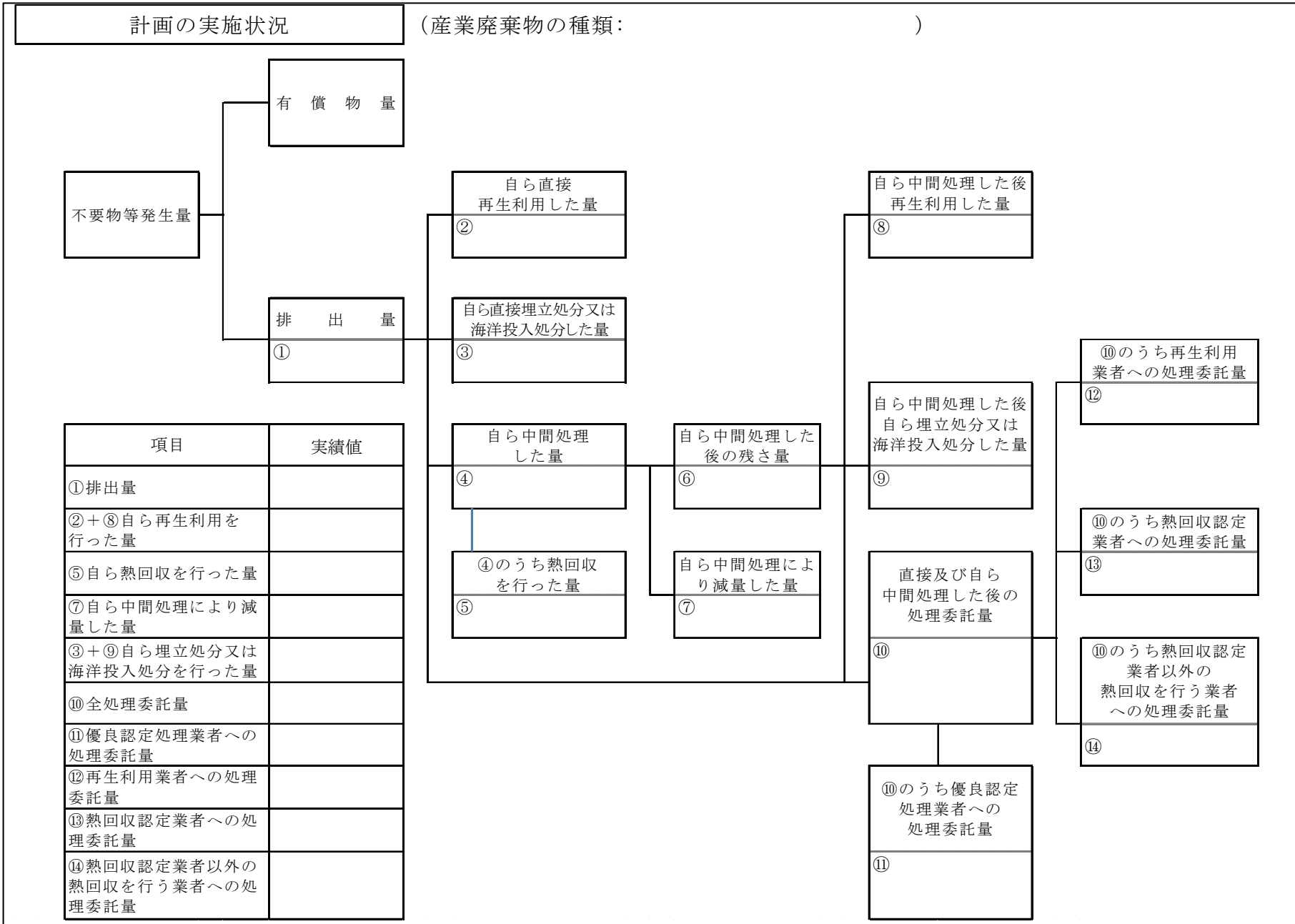
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

広島県生活環境の保全等に関する条例第 85 条第2項の規定により、平成 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物処理計画における計画期間	
産業廃棄物処理計画における目標値	
項目	目標値
排出量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
※事務処理欄	
項目	項目
目標値	目標値
全処理委託量	t
優良認定処理業者への処理委託量	t
再生利用業者への処理委託量	t
認定熱回収業者への処理委託量	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 3 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条の表の第三号の二中「第二条第十八項」を「第二条第二十四項」に改める。